第１回 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定委員会 議事概要

１　開催日時・場所

日時　令和８年８月13日（木）　午前10時から正午

場所　吹田市津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ5F　吹田市立高齢者生きがい活動センター　生きがい教室１・２

２　出席委員

委員長	寺本　尚美	梅花女子大学　教授
副委員長	土井　留美	吹田市民生・児童委員協議会　副会長
委員	山本　美紀	大阪府社会保険労務士会
委員	加賀城　恵美子	吹田市社会福祉協議会　副会長
委員	奥田　善朗	日本公認会計士協会近畿会

※欠席委員なし

３　会議次第

⑴　あいさつ
⑵　委員長及び副委員長の選任
⑶　諮問
⑷　案件（選定基準等検討）
⑸　その他

４　議事概要

⑴　あいさつ
⑵　委員長及び副委員長の選任
⑶　諮問
⑷　案件（選定基準等検討）

ア 吹田市立高齢者生きがい活動センターについて

イ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定スケジュール（案）について

委員

指定管理者制度というのは、公募を通じて競争性を活かして適切な事業者を選定するものであるが、これまで３期続けて同一の事業者が指定管理者になっており、毎回の選定において、複数の団体から応募があった結果として同一の事業者が選定されていれば、競争性は担保されていると言えるが、例えば前回の公募の際も現指定管理者からの応募のみと

なっている状況である。
　このような経緯を踏まえ、今回の選定に当たっては、できるだけ複数の団体からの応募があることが望ましいと思われ、これを実現させるための手法のひとつとして、できるだけスケジュールに余裕を持たせることが挙げられる。
　現指定管理者は、前回の資料を更新していく作業であるため比較的手間が少ないが、新規参入の場合、一から膨大な申請書類を作成することになるため負担が大きい。
　現在示されているスケジュールについて、極端に短いというわけではないが、申請期間を延ばすことは可能か。

事務局
　公募スケジュールの一部は市報すいたへの掲載依頼が済んでいるものが含まれるため、掲載内容のほか、その後の審査や第２回選定委員会の開催に支障のない範囲で検討させていただく。

委員
　少しでも伸ばす余地があるのであれば、そのような姿勢を示すことには意味があると思うので、参考意見とさせていただく。

委員
　都道府県を跨いで応募促進をしているというような他市の事例を聞いたことがあるが、本施設の指定管理について、前回１団体しか公募がなかったことへの対応として、他の団体に対して市から働きかけは行ったか。

事務局
　本市から他の事業を受託している団体で、応募が見込まれる団体があったこともあり、今回の選定に向けた働きかけは行えていない。

委員
　過去に応募歴はあるが、前回の公募では応募がなかった団体や、事前説明会には参加していたものの応募がなかった団体に対して、申請そのものがハードルになっているのか、団体のビジョンと市が求めるミッションが噛み合わないのかなど、市によるサウンディングや後押しがあると、競争性を高めることに効果的なのではないかと思う。

事務局
　これまで市からのサウンディング等は実施できていないが、本施設に限らず指定管理者制度により運用している施設はあるので、今後の選定の際には検討させていただきたい。

ウ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者募集要項（案）及び指定管理者管理運営基準（案）について

委員

労働基準法の遵守を確認するに当たって、募集要項のうち「団体からの応募に当たっての提出書類」について、２点ほど追加提出を提案したい。まずは、時間外労働が全くないということはないと思うので、直近で労働基準監督署に提出し、受理印が押印された 36 協定の届出の控えの追加をお願いしたい。もう１点は、原案の提出書類に労働保険の保険関係成立届があるため、当該労働保険料が納付されているかどうかを確認する目的で、労働保険年度更新申告書の控えの追加もお願いしたい。直近では、令和８年７月 10 日までに令和８年度分の申告及び納付があったので、そちらの写しの提出を求めてはどうか。

次に、提出様式「管理体制計画書」のうち「従業員配置計画」において、雇用形態ごとの給与月額を記入する表があるが、これは何を意図したものか。

事務局

基本的には最低賃金を割っていないかどうかを確認する意図で設けている。

委員

労働時間に対して払われる給与とは別に、月ごとに定額で付与される手当がないとも限らないため、「給与月額」という表記のみだと、基本給のみが記入され、この表を見ただけでは最低賃金を割っているように見えてしまう可能性がある。毎月決まって支給されるような手当があることも想定されるので、可能であれば、給与月額や賃金の下に、所定の手当を記入する欄を設けて、明確にされてはどうかと思う。

次に、提出様式「労働関係法令チェックシート」のうちチェック項目「労働時間」に、先ほど述べた 36 協定の締結と届出という項目を追加していただきたい。加えて、令和８年 10 月１日から、カスハラ及び就活セクハラの防止措置が義務化されるため、これらを整備しているかどうかをチェックしていただきたい。

関連して、管理運営基準において、電話応対や利用者同士のトラブルがあることを想定し、「利用者に対するカスハラ対策」という項目を増やすことを提案させていただく。

委員

募集要項の「選定項目」において、応募者からの指定管理料に関する提案がない。他の自治体は価格で差をつけていることも多いため、意見させていただく。

また、提出様式「事業計画書」において、「欄が不足する場合は、別紙を追加してください。」というような注釈があるが、他の自治体では、枚数制限を設けている例もあるので、取り入れてはどうか。

事務局

事務局はもとより、委員の皆様に審査していただくものであることも踏まえ、表現は工夫させていただく。

委員

応募団体を増やし競争性を高めることを目的として、募集要項等に現指定管理者の収支状況を記載してはどうか。原則として指定管理料は精算しないとのことなので、収支状況が応募動機になる可能性もある。

また、現指定管理者がどのような職員体制で運営しているか、他の事業者にとって参考になると思うので、掲載を検討していただきたい。

委員

募集要項の「職員の配置」において、開館時間内の最低配置数を定めている箇所があるが、それ以外の配置や雇用形態には特段の定めはないか。

事務局

原案では特に定めていない。

委員

それでは、どのような雇用形態の職員をどれくらい配置するかということや、それに対する人件費も指定管理者に委ねられているということか。

事務局

市が想定する配置及びそれに対応する人件費等、指定管理料の内訳は持っているが、募集要項等の範囲内であれば、職員配置やどのような費目にいくら支払うかは指定管理者に委ねられている。

エ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者の選定方法（案）、選定基準（案）及び評価方法（案）について

委員

選定基準のうち「市内における団体の所在地」については、あらかじめ事務局で採点されるとのことだが、「市内での活動実績」や「その他、指定管理者に求める役割を果たせること」については、選定委員により採点するという認識でよいか。

事務局

お見込みのとおり。

委員

評価項目の中で「高年齢者」という表現を用いている箇所があるが、「高齢者」という表現との違いはあるか。

事務局

厚生労働省が用いている「高年齢者の雇用」という表現から引用していることに起因するものと思われる。

委員

評価項目の「市内における団体の所在地」は、必須項目か。原案で複数の団体からの応募があればよいが、直近の公募では１者のみの応募だったことを踏まえると、この項目の配点が大きいとも捉えられる。

事務局

本市の指定管理者制度ガイドラインにおいて、基本的な選定項目として設定している。

委員

事業に関して、吹田市に特化してほしいという意図や、吹田市内の事業者でなければ困るような内容があれば、配点で差を付ける意味は大きいと思う。そういったものでなければ、他市に所在する団体が持つノウハウを吹田市に持ち込んでいただけるという点で、差を付ける必要はないと思う。

この点について、市はどのように考えているか。

事務局

市内事業者の活性化や緊急時の連携のしやすさといった理由から、先ほど述べた指定管理者制度ガイドラインにおいて基本的な選定項目としているほか、本市の一般競争入札に係る入札参加資格において、団体が市内に所在することを参加資格とするよう努めることとしている。第一にこういった市の考え方がある中で、本事業が市内事業者でないと担うことができないものかというところを踏まえて、見直しを検討させていただく。

委員

現状の配点だと、既存の事業者が有利になるような項目となっている。直近の公募では１者のみの応募だったことを踏まえると、例えば事業所の所在に関する項目はそのまま残すが、設置目的に関連した事業等の活動実績の項目においては、吹田市内という要件を削除するなど、柔軟化の余地があると思う。

委員

原案では、新たな取組に対する評価項目が見受けられない。他市では、新規利用者の開拓や利用率向上に向けた取組に対する評価点を設けているようなケースもあり、このような項目があると、新規団体の参入を促すことができるのではないか。

過去のモニタリングにおいて、スマホやパソコン教室について、定員を超える応募があるような状況に対して、指定管理者が対応しきれてなかったことがあった。団体独自の強みや変化する高齢者ニーズへの対応力について評価されるような項目があると、既存の団体以外も応募しやすくなると思う。

原案において、「創意工夫や積極性が見られる」という項目はあるが、「新規利用者の開拓」や「利用率の向上」というような文言を加えることで、新規参入団体に限らず、既存の団体についても強みを引き出すことができるのではないか。

委員

施設に対する利用者満足度が高い中では、今までどおり安定的に運営してもらうことも大事だが、結果として現指定管理者が継続して選定されたとしても常に高い視点を持っていただきたいと思う。

事務局

しっかりと事業者の強みを引き出すことができるよう、より具体的に評価できる表現を検討する余地があると感じた。

また、市では、高齢者の生きがいづくりに資する施策の指標のひとつに、「高齢者生きがい活動センターの年間利用者数」を掲げ、目標値を定めているため、こういった目標を公募時点で明示しておくことで、施設が目指すべき姿についての共通認識を持つことができると思う。

新規利用者の獲得も重要ではあるが、従前からの利用者に継続して利用していただくことも重要であると認識しているので、そのような提案がなされるよう、表現は工夫させていただく。

委員

自身も高齢になる中で、本施設のような場に行くだけでも勇気がいることだと感じる。新たな取組や新規利用者の獲得の必要性も理解するが、既存の繋がりを長く続けていくことも高齢者の生きがいにとって大事だと思うので、そういった意見もあるということを認識しておいていただきたい。

⑸　その他

事務局

本日いただいた御意見については、事務局で検討させていただいた後、最終的な内容については、事務局と委員長で調整させていただくこととし、委員長一任とさせていただいてよろしいか。

各委員

異議なし

委員長

以上をもって、第 1 回吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定委員会を閉会する。